

※重要なお知らせです。このプリントは必ず保護者の方へ渡してください。

1年次の保護者の皆様へ

令和3年8月5日

7月以降の就学支援金の手続きについて

令和3年6月までの就学支援金申請の結果が出ております。旭丘高校 HP に掲載しております[高等学校就学支援金の認定結果等について]をご覧ください、e-Shien システム上で審査結果をご確認ください。

また、7月以降の就学支援金申請につきましては、今回の申請結果状況から変更がない場合は、原則手続きは不要となりますが、**必ず現在の申請状況が下記①～④のどれに該当するかを確認のうえ、そこに記載のある手続きを行ってください。**手続きが必要な場合は

**8/19（木）までに事務室へご連絡ください。**

令和3年6月までの就学支援金の審査結果が認定された方で	
① 7月からの就学支援金を申請する	② 7月からの就学支援金を申請しない
手続きは必要ありません ※ただし、保護者等の情報に変更がある場合は、手続きが必要となりますので、 <b><u>事務室へご連絡ください。</u></b>	<b>※手続きが必要です</b> <b><u>事務室へご連絡ください</u></b> 【必要な手続き】 ・ e-Shien システムでの意向登録

令和3年6月までの就学支援金が認定されなかった方・申請をされていない方で	
③ 7月からの就学支援金を申請する	④ 7月からの就学支援金を申請しない
<b>※手続きが必要です</b> <b><u>事務室へご連絡ください</u></b> 【必要な手続き】 ・ e-Shien システムでの意向登録、受給資格認定申請 ・ マイナンバー確認書類の提出（未提出者）	手続きは必要ありません

詳細は、旭丘高校 HP にお知らせ文書を掲載しておりますので必ずご確認ください。

掲載文書：旭丘高校 HP→保護者の方へ→

[高等学校就学支援金の認定結果等について]

[授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ]

※裏面もご確認ください

## 注意事項

※ 就学支援金を申請されない方、認定にならなかった方は授業料（月額 9,900 円）の納付が必要になります。今回の申請で不認定になった方には、後日授業料の納入についてご連絡いたします。

※ 就学支援金の対象とならない場合でも、今後、失職その他の事由により収入が大きく減少し、授業料の納付が困難になった場合は、授業料減免を受けられる可能性があります。要件や手続き方法につきましては、事務担当者までお問い合わせください。

旭丘高校事務室 011-561-1220

## 学支援金オンラインシステム『e-Shien』について

『e-Shien』のご利用にはログイン ID とパスワードが必要です。以前、学校から交付された「ログイン ID 通知書」に記載の ID とパスワードを使用してください。通知書の紛失などにより ID とパスワードが分からない方は、学校へ申し出てください。

高等学校等就学支援金オンラインシステム『e-Shien』ログインページ

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

(注) Google などの検索サイトで「e-Shien」で検索しても出てきません。  
上記の URL を直接入力するか、右の QR コードを使用してください。

